



平成26年1月31日

各位

会社名 株式会社 肥後銀行  
代表者名 取締役頭取 甲斐 隆博  
(コード番号 8394 東証第一部 福証)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 林田 達  
(TEL. 096-325-2111)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、平成26年1月31日開催の取締役会において、会社法165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るため、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象の株式の種類 | 当行普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,000,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.43%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 800,000,000円(上限)                                |
| (4) 取得期間       | 平成26年2月3日～平成26年3月24日                            |

(ご参考)

1. 平成25年12月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	231,533,631株
自己株式数	221,660株

2. 今回取得する自己株式は、当年度末までに全株消却する予定です。

以上